

第28回

糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月10日(木) 午後12時00分から午後15時00分

2. 開催場所 交流プラザ志摩館 別館2階大会議室

3. 出席委員(19人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	西原芳幸
副会長	3番	平野利延
委員	4番	中原誠也
	5番	中園秀輝
	6番	丸山文子
	7番	藤嶋政秀
	8番	成吉隆義
	9番	三苫幹治
	10番	増田耕一郎
	11番	磯部絹代
	12番	宗孝幸
	13番	三坂勝弥
	14番	松尾幸子
	15番	奥功
	16番	東司時隆
	17番	田中正一
	18番	原田正成
	19番	井上孝治

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

議事

議案第234号 農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について

議案第235号 非農地証明願について

議案第236号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第237号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第238号 不動産買受適格証明願について

議案第239号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第240号 農地改良届出について

議案第241号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)

- 議案第242号 糸島市住宅に付属する農地指定申請について
議案第243号 糸島市住宅に付属する農地の別段面積取扱い基準に関する内規の改正について
議案第244号 農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第245号 糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について

6. その他

- 1) 営農計画に係る営農のヒアリング資料について
- 2) 糸島市農業経営改善計画認定者一覧表（5月認定分の資料）
- 3) 農政対策委員会報告について
- 4) 今後の予定について

7. 農業委員会事務局職員

事務局	長	黒岩智樹
農地係	長	前村永久
主事		赤嶺尚人

事務局

西原職務代理者による開会挨拶と総会成立宣言を行います。

職務代理者

皆さん、こんにちは。

田植の時期の忙しい中、本当に雨前の非常に貴重な天気の中で、出席どうもありがとうございます。

6月に入って、そう暑い日がなかったわけですが、この何日か暑い日が続いております。十分水分を取りながら、熱中症とかに注意して仕事に励んでください。

それと、まだ緊急事態宣言の中でございまして、インド型とか何かいろんな変異ウイルスができております。コロナのほうも十分注意して生活してもらいたいと思っております。

それでは、ただいまより第28回糸島市農業員会総会を開催いたします。

本日は通常どおりの総会の開催となっております。

本日は全員の出席であります。

農業委員会憲章の唱和につきましては、コロナ対策のため省略いたします。

本日の出席は現在19名で委員の過半数が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、内野会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き、議事録署名人の指名をお願いいたします。

議長

— 省 略 —

それでは、議事録署名人を発表いたします。議事録署名人は、中原誠也委員と奥功委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第234号「農地移動適正化あっせん申出（譲渡）について」、あっせん委員及び推進委員の選任並びに譲受候補者の選定をお願いいたします。

それでは、あっせんの所在地を事務局のほうで説明いたします。

まず、受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上2件でございますが、あっせん委員の指名と譲受候補者の選定をよろしく願いいたします。

議 長

【地区別にあっせん委員を指名】

それでは、譲受候補者の選定をお願いいたします。あとの方は暫時休憩といたします。

(休 憩)

事務局

【候補者名読み上げ】

議 長

1番のほうの推進委員さんが欠席ということですので、連絡を取って連携をよろしく願いいたします。

議 長

それでは、次の議事に移ります。事務局。

事務局

議案書の7ページをお願いいたします。

議案第235号「非農地証明願について」御審議をお願いいたします。

なお、受付番号2番につきましては、農業委員さん本人が申請人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に抵触しますので、提案の前に御退席いただくようになります。

それでは、御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

それでは、まず番号2番から行きたいと思いますので、退席をお願いいたします。

(退 席)

議 長

それでは、番号2番について報告をお願いいたします。

副会長

報告いたします。

5月28日に調査を行いました。
受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

審査結果、議案書の12ページと現地調査説明資料の3ページと4ページをお願いします。

現地はもう木が生い茂ってきて、もう何とも農地にすることはできないと思っておりますので、非農地であるということで意見がまとまりました。以上です。

議 長 それでは、ただいま説明がありました2番につきまして、何か質問、意見がありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。
2番につきまして、認定相当だと思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員ですね。

(着 席)

議 長 それでは、番号1番から報告をお願いいたします。お願いいたします。

農業委員 受付番号1番、5月28日に現地調査を行いました。

【議案書に基づき読み上げて報告】

審査結果、議案書の10ページと現地調査説明資料の1ページと2ページをお願いします。

現地は、隣接する住宅の敷地の一部になっており、20年以上経過していることが認められることから、非農地であるという意見でまとまりました。以上、報告します。

議 長 それでは、3番を報告をお願いします。

農業委員

受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

審査結果、議案書の16ページの地図と現地調査説明資料の5ページと6ページをお願いします。

現地は、20年以上前に破碎施設への転用許可を得ており、現状は一部しか確認できませんでしたが、航空写真により、転用許可どおりに供用されていたことが確認できたことから、非農地であるという意見でまとめられました。以上です。

議 長

それでは、4番をお願いいたします。

農業委員

5月28日に現地調査を行っております。

受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

審査結果です。議案書の18ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の7ページと8ページをお願いいたします。

申請地は山林化しており、農地への復元が困難であると認められ、非農地であるという意見でまとまっております。以上です。

議 長

それでは、5番をお願いいたします。

推進委員

議案書の9ページをお願いします。

5月28日に現地調査を行いました。

【議案書に基づき読み上げて報告】

審査結果、議案書の20ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の9ページと10ページをお願いします。

申請地の1筆は山林化しており、農地への復元が困難であると認められるため、非農地であるという意見でまとめられました。

残り2筆についても、20年以上道路として使用されており、農地への移転が困難であると認められるため、非農地であるという意見でまとめられました。以上、報告します。

議 長

ただいま2番を除いた1番から5番まで説明がありました。

何か質問、意見がありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら、採決に移ります。
証明書の発行に同意する方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

議 長

それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局

議案書の23ページをお願いいたします。
議案第236号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」
御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、番号1番をお願いいたします。

農業委員

農地法第3条第1項の規定による許可申請について。
受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長

それでは、2番を私からいたします。
番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

それでは、何か質問、意見がありましたら、お願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら、審査表の説明をお願いいたします。

事務局

農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、22ページ
に記載しております7つの審査項目を判断材料といたします。こちら、7

項目の中で一つでも「はい」に該当してきますと原則許可できないという状況でございますけれども、今回2件とも全て「いいえ」に該当しておりますので、書類上の審査的には許可相当と言えるものでございます。以上でございます。

議 長

それでは、採決に移ります。

1番、2番につきまして、許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次の議事に移ります。事務局。

事務局

議案書の26ページをお願いいたします。

議案第237号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、今月は第2調査部会より調査を行っております。部会長のほうより報告をお願いいたします。

調査部会長

6月1日と2日、2日間にわたり調査しましたので、報告いたします。議案第237号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」。番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

審査結果を申し上げます。議案書の27ページの地図をお願いいたします。別冊の調査資料の11ページと12ページも併せてお願いいたします。

今回、甘蔗の作付のための農地改良工事です。農地区分は第1種農地ですが、農地改良に伴う一時的な転用行為であり、不許可の例外に該当し、問題ありません。

この案件につきましては、昨年8月の総会で審議を行いましたが、工事に伴う隣接者の同意や造成後の排水先が不明瞭ということで、継続審査を行い、その後、申請を取り下げられた経緯があります。

第2調査部会としては、造成工事の隣地の関係者などへの説明及び同意

を得ていることから、また排水先となる水路協議を農林水産課との協議を進めていることを申請人から聞き取りいたしております。この申請につきましては、周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しております。

続きまして、番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の32ページの地図と別冊資料の13ページから18ページをお願いします。

農用地の区分は第2種農地であります。代替地がないため問題ありません。

第2調査部会としては、図面の精査を求めています。特に関係各課から支障もなく、意見も出ていませんし、現場としては周辺農地への影響はないことから、許可相当と判断しております。以上です。

議 長

ただいま4条につきまして説明がありました。

何か質問、意見がありましたらお願いします。

農業委員

1番は造成5メートルとあるんですけど、この高さの制約というのは何メートル。それともう一つ、今現在どういう状況か。何か荒れているみたいですけど、どういう状況なのか。

議 長

事務局。

事務局

まず、1つ目でございます。

農地改良部分につきましては、高さの制限はありません。地形に関してというところで制限はないというところでございます。

現地につきましては、こちらの地図では分かりにくいと思うんですけども、ここの農地の周辺が、ほぼ山と申しますか、こちらの申請地は周囲より低いところになっておりまして、現地は作物ができない状況だということ、申請人も、何回か作付されたんですけども、どうも土地が低くて育たないというところで、今回5メートルほど上げるということ、計画としましては、30ページのほうに計画断面図があるんですけども、隣地のほうがちょっと高くなっておりまして、こちらの高さに合わせたいというところで、約5メートルほどの造成高というところで計画しているところでございます。

こちら、部会長のほうからもございましたとおり、前回、昨年8月のときには、申請地の北側に水路敷地があるんですけども、こちらのほうの周囲より落ち込んだ土地でございますので、水路のほうも含めて地上げし

て、勾配をつけて北側の排水路に流すという計画を今回していただいたという状況でございます。

御質問にあった状況としましては、作物が育たないというところで実際は荒れておりますが、今回、農地改良を行いまして、甘蔗頭の作付をしたいというところでの計画が上がっておるという状況でございます。以上です。

農業委員

分かりました。

議長

ほかに何か質問、意見ありましたら。

あそこは、現地の上のほうの承諾というか、説明は終わっておるか。

事務局

はい。計画図でいけば申請地のすぐ東側に2戸への説明は終わっておるというところで、今、同意書を取っているようです。こちらの申請地から西に登っていったところにもう一戸あるんですけども、今回こちらの道路の方についてももう説明は終わって、あとは同意書をもらうだけというところですよ。

議長

取れるね。

事務局

取れるということで確認はしているところでございます。

議長

以上です。

採決に移ってもよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

議長

それでは、4条につきまして採決に移ります。

1番と2番、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員です。

審査表の説明をお願いします。

事務局

こちらは24ページに審査表がございます。1番、2番を見ますと、資力及び信用から9番の一時転用である場合にはというところがございますけれども、こちらが適当であるとか該当がない部分、作付計画が出ておる分ということで、一般基準を満たしておるという状況でございます。

続きまして、立地基準につきましては、26ページに記載しておる立地条件等が立地基準になるんですけれども、農地区分、1番につきましては第1種農地ということでありまして、一時転用による場合につきましては一時的な転用行為ということで不許可の例外に該当しますので、立地基準は、こちらは問題ないというところですね。

2番につきましては、その他農地、いわゆる2種農地になるんですけれども、こちらはもう代替地がないというところ、ここが所有地でございますし、一時的な部分も含めて代替地がここしかないというところで、立地基準のほうもクリアするものでございます。

以上、審査基準のほうの説明を終わります。

議長

それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の38ページをお願いいたします。

議案第238号「不動産買受適格証明願について」御審議をお願いいたします。

まず、事務局のほうで説明いたします。

【議案書に基づき読み上げて説明】

こちらにつきまして、農地法第5条に関わる部分での買受適格証明願が提出されております。2件ございます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

こちらの備考のほうを見ていただきたいんですけれども、昭和56年5月30日に所有者、共有名義で4名の方がいらっしゃるんですが、当時は1の方が転用許可を取られて、その後、相続によって共有名義で4名になられたという状況でございます。56年5月30日に自己住宅というところで非農家の方が取得されたわけでございますが、現在に至っており、農地転用の許可を実施されていないというところで、農地としての不動産競売を実施するという内容でございます。

今回農地法第5条に該当致しますので、適格証明願の発行の可否を判断いただくものです。県が最終的に不動産買受適格証明を発行するしないというところがあるんですけれども、この証明願に対して、農業委員会としては可か否かの意見をつけて県に送るという内容でございます。いずれも、資材置場に関して適当であるかどうかという部分を踏まえたところでの証明書発行可否の判断をしていただきたいと思っております。

内容につきましては以上でございます。

議 長

それでは、第2部会のほうより調査並びに調査部会の審議結果報告をお願いいたします。

調査部会長

買受業者の住所と氏名は、もう事務局が言いましたので割愛させていただきます。審議結果だけを申し上げます。

議案書の39ページの地図と別冊資料の16ページと17ページをお願いします。

農地区分は第2種農地であり、競売物件のため代替地はありません。

第2調査部会としては、関係各課から特に支障となる意見は出ておりませんし、周辺の農地への影響はないことから、買受適格証明書の発行は相当と判断しております。以上です。

議 長

ただいま報告がありました。

何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、では審査表をお願いします。

事務局

今回5条、農地転用の部分で札入れをしたいというところが出ておりますので、こちらを審査する分につきましては農地法第5条と同様の審査基準になります。審査基準表につきましては、24ページのほうに記載しておる内容で、5条の許可申請と併せて審議、5条の許可申請も確認するようになりますので、審査表につきましては25ページの10番、11番のほうを見ていただくようになります。

こちらは、資金計画から一時転用までの9項目になりますけれども、こちらが適当である、該当がないというところで、一般基準的には相当という内容になります。

続きまして、立地基準でございますけれども、38ページに立地基準のほうを書いておりますけれども、いずれも2種農地、広がりがない農地というところがございますので、競売物件、いわゆるここしか代替地がないというところがございますので、立地基準上も満たしておるという状況でございます。以上でございます。

議 長

それでは、採決に移ります。

不動産買受適格証明書に許可相当となる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

会議を始めて1時間になろうとしております。ここで、1時10分まで休憩といたします。

(休 憩)

議 長

議事に入りたいと思います。事務局。

事務局

議案書の49ページをお願いいたします。

議案第239号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

なお、こちらは議案の10番、11番ですけれども、先ほどの買受適格証明と同じ内容でございますが、こちらにつきましては平成21年に国の方針により、競売物件等などの事務の迅速化というところで通知が来ておりまして、今回買受適格証明願に添付された計画図等の変わりがない場合、買受適格証明後、例えば落札した後に計画を変えるという部分も考えられるんですけれども、今回は同じ内容であれば、先に5条の許可の審議をしておいてくださいと、事務の迅速化のためというところでございます。

申請人のほうも、現在買受適格証明願の計画と併せて、同じ添付資料を使っておりますので、今回議案として計上している次第でございます。

ということでございますので、買受適格証明願と同じ計画の5条申請について併せて審議を依頼するものでございます。以上でございますが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長

5条につきましても、調査部会のほうより報告をお願いいたします。

調査部会長

それでは、報告いたします。

議案第239号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。

番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の54ページの地図を見てください。別冊資料の18ページと1

9ページも併せて見てください。

申請地の南側は国道の道路沿いとなっており、現状としては申請地と一体化しています。今回、国道敷地の一部を活用（通行）して駐車場の入り口としての転用計画です。農地区分は第3種農地であり、特に問題はありません。

第2調査部会としては、関係各課からの意見にもありますように、国道事務所との協議を伝えております。周辺農地への影響はないことから、許可相当と判断しております。

番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の59ページの地図をお願いします。別冊資料の20ページから21ページをお開きください。

今回、建築条件付売買予定地として10区画の申請となっております。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続する農地で住宅建築の目的であることから、不許可の例外に該当し、問題はありません。

第2調査部会としては、特に関係各課から支障となる意見も出ていませんし、周辺農地への影響がないことから、許可相当と判断しています。

番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の65ページの地図を見てください。現地調査資料の22ページと23ページも併せてお願いします。

農地区分は農用地区域内農地ですが、農地改良に伴う一時的な転用行為であり、不許可の例外に該当し、問題ありません。

第2調査部会としては、関係各課から特に支障となる意見も出ておりませんし、周辺農地への影響もないことから、許可相当と判断しております。

番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の70ページの地図と別冊資料の24ページと25ページをお願いします。

今回、申請地の借受人の要望により、本人が所有している西側の農地と一体利用したいということで申請されています。農地区分は農用地区域内農地ですが、農地改良に伴う一時的な転用行為のため、不許可の例外に該

当し、問題ありません。

第2調査部会としては、関係各課から特に支障となる意見は出ておりません。また、周辺の農地への影響がないことから、許可相当と判断しています。

続きまして、番号5番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の75ページの地図と別冊資料の26ページと27ページをお願いします。

農地区分は第1種農地であります。農業用施設のため不許可の例外に該当し、問題ありません。

第2調査部会としては、関係各課から特に支障となる意見は出ておりませんし、周辺の農地への影響がないことから、許可相当と判断しております。

続きまして、6番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の79ページと現地調査資料の28ページと29ページもお願いします。

今回、親子間の分家住宅の申請です。現地の一部はアスファルト舗装されていたので、始末書の提出を指示しています。農地区分は第2種農地であり、ほかに転用の代替地がない場合ですので問題ありません。

第2調査部会としては、開発許可を伴う案件ですので、関係各課の協議も調いますし、周辺の農地への影響がないことから、許可相当と判断しております。

続きまして、7番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の85ページの地図をお願いします。別冊資料の30ページと31ページも併せてお願いします。

本年5月24日に農振除外がされている案件です。農地区分は第2種農地であり、ほかに転用の代替地がないため、問題ありません。

第2調査部会としては、関係各課から特に支障となる意見も出ておりませんし、また申請地の入り口にある農業用施設の通行承諾書も申請人側から提出されていることから、周辺の農地への影響がないと判断し、許可相当はやむを得ないと判断しております。

続きまして、8番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の90ページの地図と別冊資料の32ページと33ページも併せて見てください。

こちら、本年5月24日に農振除外となっている案件です。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続した周辺居住者の業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当し、問題ありません。

第2調査部会としては、関係各課から特に支障となる意見は出ておりませんし、周辺の農地への影響がないことから、許可相当と判断しております。

続きまして、9番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の96ページの地図と現地調査説明資料の34ページと35ページも併せて見てください。

今回、3区画の住宅分譲として分譲しています。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続した農地に住宅分譲を行うため、不許可の例外に該当し、問題ありません。

第2調査部会としては、都市計画法の開発許可が必要な案件で、関係各課の調整が調いますし、また周辺の農地への影響はないことから、許可相当はやむを得ないと判断しております。

続きまして、10番。

これは、先ほど出てきました不動産買受適格証明願の分です。

【議案書に基づき読み上げて報告】

番号11番の農地の所在も10番と同じですので割愛させていただきます。

【議案書に基づき読み上げて報告】

以上です。

議長

ただいま説明がありました。

何か質問、意見がありましたらお願いいたします。

農業委員 受付番号3番の農地改良の件ですけれども、調査資料の23ページの下段の写真はハウスか何かでしょうか。このまま上へ土を掛けられるんでしょうか。

議長 事務局。

事務局 今回の御質問のほう、今回もともとハウスが建っていましたが、現地のほうは今、ハウスを解いて、後に張りコンクリートとかを全部はがして撤去した上で土を盛るというところで聞いておりますので、放置ということはないだろうと思われまます。以上です。

議長 ほかに何か質問は。

農業委員 この7番ですね。資材置場と書いてありますが、どういう利用をされるんですか。

議長 事務局。

事務局 こちらは議案書の88ページだと計画図があるんですけども、ちょっと見にくいので申し上げます。

北のほうからちょっと申し上げます。この上のほうから、こちらは従業員の駐車場というところで計画してありまして、ここの部分は駐車場と展開スペースというところの計画ですね。次は工事中トラック置場というところで、普通トラック、普通車両を合わせて22台ほど置く予定でございます。あとはコンボも3台ほどというところが計画書で書いてあります。こちらには、真砂土と碎石置場、870立米ほど置きたいという計画ですね。こちら、下段の通路、通路で書いてある部分につきましては、コンクリート資材を置くというところと。この下のほうについてはコンクリート資材置場として、60立米を6か所ほど。既設排水管等も資材としておきたいというところでございます。

こちら、事業内容としましては、やはり土木工事業、建築工事業代行事業とか左官工事業とか、こういう形の資材を置きたいんだというところで転用申請が上がってきておるという内容でございます。以上でございます。

議長 よろしいですかね。

農業委員 資材置場とか駐車場とか、そういったことということで、資材置場だけじゃないということやね。

事務局

そうですね。建物は建てたらいかんところなので、実際、職員駐車場もあれば、ほぼほぼ本業の重機であるとか、コンクリ製品であるとかを置きたいという内容での申請でございます。

議長

よろしいですかね。
ほかに何か御意見ありましたら、お願いします。

(質問、意見なし)

議長

なかったら採決に移りますが、その前に審査表の説明をお願いします。

事務局

こちら、農地法第5条の許可申請につきましては、議案書の24ページから記載しております一般基準という部分と49ページからの立地基準という部分で判断するものでございますけれども、24ページ、25ページに記載しております一般基準につきましては、適当であるとか、該当がない、支障がない、あるいは作付計画による一時転用についての計画書がきちっと提出されておるとい部分ですね。

25ページの9番でございますが、7番の項目、宅地の造成を目的とする場合にはというところで、こちらは都市計画法上の地区計画が張られておりますので、造成行為も可能だというところで記載しておりますので、一般基準的には全て満たすものと考えられます。

続きまして、49ページから記載しておる立地基準につきまして申し上げますと、1番ですけれども、こちらの地域につきましては住居地域ということでの用途地域が張られておる地域でございますので、第3種農地に該当しまして、第3種農地につきましては原則許可できるという意味でございますので、こちらはクリアしております。

2番でございますけれども、こちらは第1種農地というところではございますけれども、申請地の西側に集落が広がっておりまして、第1種農地ではありますけれども、集落に接続して設ける住宅ということでございますので、不許可の例外に該当するところでございます。こちらは建築条件付売買予定地ということで、今回10戸計画されておりますけれども、最終的に住宅が建たない場合は譲受人のほうで建築をするものでございます。こういう転用目的は、平成31年3月の3月以降にできた制度でございます。

続きまして、50ページに行きますと、受付番号3番。

こちらは、立地基準上は農振農用地区域内で原則許可できないんですけども、一時転用ということで不許可の例外に該当しますので、こちらも立地基準をクリアしております。

4番につきましても、同じく一時転用後には農地に戻せるということでございますので、不許可の例外に該当する、いわゆる立地基準をクリアするものでございます。

5番につきましては、こちらは第1種農地という判定ではございますけれども、農業用施設の場合につきましては不許可の例外という基準がございますので、こちらの基準に合致し、こちらでもクリアすると。

6番でございますが、こちらは周辺地のほうが、もう農地の広がりがないという部分で、第2種農地、その他農地になるんですけれども、こちらでも分家住宅というところで、ほかにここしか代替地がないという部分になってきますので、こちらでもクリアするものということですね。

7番につきましても、こちらの区画でしか農地がございませぬので、広がりがないその他農地、いわゆる第2種農地という判定になりまして、こういう1ヘクタールを超える部分での代替地がないというところで、こちらでも立地基準上はクリアするものと考えております。

52ページ、8番でございますが、こちらは第1種農地ということで、南側と西側は広がっているわけでございますけれども、こちらでも申請地の西側等に集落がございしますので、集落に接続する周辺の居住する業務上必要な施設という内容でございましたので、こちらでも不許可の例外に該当するもので立地基準をクリアするものと考えております。

9番ですが、こちらは北側に農地等が広がっているわけでございますけれども、やはりこちらのほうも集落に接続して設ける住宅建築等に該当してきますので、こちらでも立地基準はクリアするという内容でございます。

10番、11番でございますけれども、こちらはもう広がりがない農地ということで、競売物件、いわゆる代替地がない部分でございしますので、こちらでも現在の計画のままであれば、立地基準上はクリアするものという内容でございます。

以上の一般基準、立地基準につきましては、書類上はクリアするものと判断できるかと思えます。以上で説明といたします。

議 長

それでは、5条につきまして採決に入ります。
許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

議 長

それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の102ページをお願いいたします。
議案第240号「農地改良届出について」御審議をお願いします。
あわせて監督委員の指名をお願いいたします。

議長

それでは、調査部会のほうより報告をお願いします。

調査部会長

議案第240号「農地改良届出について」。
届出番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の103ページの地図をお願いします。あわせて、現地調査資料の36ページと37ページもお願いします。

この申請は、先月の総会の継続審議となっていた案件です。雨水の排水先が不明確ということでございました。

第2調査部会としては、今回の5条許可申請の1番に雨水の排水先が計画されており、受理相当と判断しております。以上です。

議長

ただいま報告がありました。
何か質問、意見がありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、採決に入ります。
受理相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員ですね。
監督委員は私になります。

議長

それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の108ページをお願いいたします。
議案第241号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)」御審議をお願いいたします。

こちらは、経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の内容でございます。

それでは、説明させていただきます。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

ページが変わりまして、受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

受付番号6番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

ページが変わりまして、受付番号7番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

受付番号8番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

受付番号9番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

10番につきましては、農業委員さんに申請人が絡んできますので、議事参与の制限というところで、申し訳ございません、1番から9番のほうの御審議をいただきまして、申請人となる農業委員さんの退席を求めるといことで御審議のほうをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、1番から9番まで、質問、意見がありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。
それでは、1番から9番までにつきまして採決を採ります。
原案の利用集積計画に同意する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員です。
それでは、該当する委員はちょっと退席をお願いします。

(退席)

議長 では、事務局、10番の説明をお願いします。

事務局 受付番号10番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

こちらの物件につきましては、今から約2年前、令和元年の8月頃に推進機構のほうから譲受けの申請をするところでもございましたけれども、買受けの要件等を精査する上で今日まで至ったという経過がございます。

実際、今回で期限がぎりぎりでもございましたけれども、ようやく買受けのめどが立ったというところで、実際は2年弱かかった機構からの買受けという形になります。

推進機構売買につきましては、今御審議いただきましたとおり、所有者から推進機構が買い受けまして、推進機構が中間保有した後に地域の担い手の農業者さんに譲り渡すという事業でございます。機構からの所有権移転ができるふうになりまして、新たに申請が出た内容でございます。

以上、御審議のほどお願いいたします。

議 長

ただいま10番につきまして説明がありました。
何か質問、意見がありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に移ります。
利用集積計画に同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

(着 席)

議 長

それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の113ページをお願いいたします。
議案第242号「糸島市住宅に付属する農地指定申請について」御審議
をお願いいたします。

議 長

それでは、調査部会長のほうより報告をお願いいたします。

調査部会長

それでは、報告いたします。
受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の114ページと別冊資料の38ページと39ページも併せてお
願いします。

第2調査部会としては、現地は遊休農地となっており、取扱い基準に合
致しているため、指定相当と判断しております。以上、報告いたします。

議 長

ただいま報告がありました。
何か質問、意見がありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に入る前に説明をお願いします。

事務局

それでは、こちらは住宅に付随する農地指定申請につきましては、議案書の112ページに載せております指定申請審査表に該当するかというところで御審議いただくわけでございますけれども、こちらが7項目ございます。

(1) 番、住宅の所有者と農地の所有者が原則として同一ということで、こちらは令和3年4月に現在の所有者のほうが住宅を所有しておりますが、その以前の登記を見ますと、申請人でありましたので、こちらは適しているという内容でございます。

(2) 番、所有権移転登記の際に支障となる所有権移転仮登記等の権利設定があるかないかにつきましては、こちらは土地の全部事項証明を変更した中での申請でありましたが、どちらもこういう権利設定がないということで、適当ということになります。

(3) 番、農地中間管理権や利用権の設定につきましては、されていない農地でございますので、こちらも適しておるという状況でございます。

(4) 原則として、住宅の所在地と同一の大字内ということで、今回の申請地は住宅から約50メートルほど離れておりますが、同一の大字地内ということで、こちらも適しておるという内容でございます。

(5) 原則として20アール以内ということで、今回252平米でございますので、こちらも合致するという内容でございます。

(6) 番、農地の全部または一部が遊休農地であるかということにつきましては、こちらは調査部会のほうで現地調査をいただきまして、遊休農地の状態であったというのを確認いただいておりますので、こちらも適しておるという内容でございます。

(7) 住宅の権利移動に伴い、権利移動させることが適当な農地であるかという件につきましては、こちらは調査部会の意見としては指定相当ではないかという意見が出ている状況でございます。

以上、審査表の内容の説明とさせていただきます。御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、採決に移ります。

この内容に同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

議 長

それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の116ページをお願いいたします。

議案第243号「糸島市住宅に付属する農地の別段面積取扱い基準に関する内規の改正について」御審議をお願いいたします。

こちらの内容につきまして、説明いたします。

今回、内規の改正ということで上げております事項につきましては、議案書の資料につけております119ページをちょっと御覧いただきたいんですけども、こちらは取扱い基準の定義の第2条(4)番について、この部分についての内規を定めたいという内容でございます。こちらの内規の改定につきましては、今の箇所を内規に加えるというものでございます。

内規(案)につきましては117ページに記載しておりますけれども、「内規の1」の次に「内規の2」を追加し、以下はもともとの内規2以降を繰り下げていきたいという部分でございます。

改正の理由でございますけれども、この取扱い基準につきましては、平成30年12月に制定しておりましたけれども、当時、この取扱い基準の3と4につきましては、相続人が明らかである場合とか、農業委員会が認める場合はその限りでないという取決めがあるものの、具体的な内容をちょっと明確にしていけないと申しますか、しないで決めたような経過がございます。

当初の想定といたしましては、相続とは同居している者の親子間の所有というところ、もしくは同居している夫婦間の所有や、こういう相続が明らかでない場合とか、農業委員会が認める場合はこういうものを想定して決めましたということが当初の始まりでございます。

ただ、この相続人が明らかである場合という部分につきましては、当初の想定しておりました親子間、夫婦間という部分を超えて、兄弟、もしくは死亡した弟の配偶者とかという部分も出てきましたので、明確化したほうが、今後の問い合せに該当する、しないの回答ができるものであると考えましたので、今回、内規(案)の2番に記載しておりますとおり、

「相続人が明らかでない場合は、農地指定申請の申請人本人が相続する」という部分がこちらの取扱い基準の「所有者が死亡し、その相続人が明らかでない場合」の部分については、申請人本人が相続することという部分、「農業委員会が認める場合」とはという部分につきましては、「夫婦間若しくは同居している親子間」がそれぞれ土地・建物を所有していることを「同一」とするという項目を設けて、今後の取扱いについてスムーズに議事の進行を行いたいので内規の改正を求めるものでございます。よろしくお願

	<p>いたします。</p>
議 長	<p>ただいま提案をされました内規の改正ということで、何か質問、意見がありましたら。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>この内容に同意される方の挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員です。</p>
議 長	<p>それでは、次の議事に入ります。事務局。</p>
事務局	<p>議案書の121ページをお願いいたします。</p> <p>議案第244号「農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」御審議をお願いいたします。</p> <p>こちらは、利用権設定でございまして、利用権設定の内容につきましては、事前に送付していた資料でございます。こちらは、議案書の中には次ページの122ページに若干資料をつけておりますが、今、農業振興課の担当のほうに来ておりますので、そちらのほうから説明を受けたいと思います。よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、振興課のほうより説明をお願いいたします。</p>
農業振興課	<p>農業振興課でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>今回、提案させていただきます6月分の糸島市農用地利用集積計画でございます。</p> <p>まず、議案書122ページ、今回の利用権設定面積につきましては、95.4ヘクタール(588筆)ということになっております。</p> <p>個別の設定内容につきましては、別添資料にあります1ページ以降、耕作者の住所地を記載させていただいております。今回の計画が決定された場合、122ページの資料に戻っていただきまして、大変申し訳ございませんが、参考、升囲みのところになります。</p> <p>農林水産省耕地面積統計によります市内の耕地面積における認定農業者</p>

の耕作率につきましては、58.2%となっております。また、2020年農林業センサスの経営耕地面積、農業経営者が実際に経営している耕地面積になりますが、認定農業者の耕作率は、74.8%となっております。

両方の耕作率ともに、前年同期よりも数値が上昇しております。担い手への利用集積、かなり進んでいるというところでございます。

以上、農用地利用集積計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりまして、農業委員会の決定を求めるものでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長

ただいま振興課のほうより説明がありました。

何か質問、意見がありましたら、お願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら、採決に移りますが、面談を10件ほどしております。調査部会のほうより報告をお願いします。

調査部会長

それでは、別冊資料があると思います。ヒアリング資料についてというものです。こちらのほうを開けてください。125ページからですね。

結果だけ報告します。

一人目は現在40歳で、福岡市に住んでおられます。将来は糸島市への引っ越しも検討されているそうです。今回、利用権の設定申出がされたので、面談を行いました。

2年前から地元農家のところで研修され、既に生産を始めているとのことでした。営農計画としては、既存のハウスでミニトマト、他にはラッキョウやニンニクを作付されるようです。また、近所の方の勧めでパンパスや食用のハイビスカスの作付も計画されていることを聞きました。

第2調査部会としては、労働力の雇用計画も聞き取りし、計画的な営農ができる方と判断しています。以上です。

次に議案書の128ページから見てください。

二人目は現在38歳で、福岡市に住んでおられます。今回、利用権の設定申出がされたので、面談いたしました。

なお、福岡市のほうの経営面積と併せて、下限面積をクリアされております。

昨年から父の農業の手伝いと友人たちと一緒にサツマイモを作っておられるそうです。昨年のサツマイモづくりがじゃらんネットやウェブサイトの反響がよかったため、本格的にやっていきたいとのことでした。

営農計画としては、サツマイモ一本でやっていきたいとのことで、配偶

者と一緒にされる予定ですが、繁忙期の際は臨時的に雇用も考えてあるそうです。

農地は1年契約の農地もありますが、聞きますと地権者の方から1年間、とにかく作ってみたいかということ言われたそうです。

第2調査部会としては、収益計画の心配がありましたが、御本人が別に会社を経営されており、継続した営農が可能ではないかと判断しております。

続きまして、132ページを見てください。

三人目は現在45歳で、福岡市に住んでおられます。今回、利用権の設定が申出されましたので、面談を行いました。

奥さんの実家で農業の手伝いをされており、今回知人の紹介もあり、農地を借りてやっていきたいとのことでした。

営農計画としては、夏野菜はピーマンやオクラ、冬野菜はブロッコリーを計画されております。農業法人や農家さん個人からの研修を受けてあるようで、農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）の申込みも済んでいるとのことでした。

また、営農計画地が荒廃しているということを知りましたので、耕作放棄地再生補助金も案内しております。

第2調査部会としては、しっかりした営農計画が立てられており、頑張ってくださいと声をかけております。

続きまして、議案書の135ページを見てください。四人目は現在42歳で、糸島市に住んでおられます。今回、利用権の設定がなされたので面談を行いました。

もともと実家が農家ということと、仕事から一線を離れたこともあり、農業をしたいとのことでした。

営農計画としては、父の所有地ではスイカや根菜、おじの農地については白菜やホウレンソウ、ラッキョウなどを作付したいとのことでした。また、将来的にはシイタケやキクラゲの契約栽培も考えられており、中古のハウスを探しているとおっしゃっていました。

農機具については、おじさんの家から借り、技術的な面は今までお付き合いがある農家の方から習いながら習得していきたいとのことでした。

第2調査部会としては、イノシシや猿の対策も出てきますので、とにかく農地を荒らさないように頑張ってくださいと伝えております。

続きまして、議案書の138ページを見てください。

五人目は現在43歳で、糸島市に住んでおられます。20年前に糸島に来られたそうです。今回、利用権の設定がなされたので、面談しています。

現在就農5年目だそうで、いろんな農家さんの下で研修され、イチゴやトマト、野菜を作った経験があるそうです。これまで利用権設定を行わず

に来たが、経費削減など効率よい農業を行うため、利用権設定を申出されたそうです。

営農計画としては、オクラやピーマン、モロヘイヤなど5品目をメインに路地野菜を提供されています。

第2調査部会としては、就農5年目であり、配偶者と営農され、販売先として伊都菜彩や飲食店も確保されておるそうです。また、農業用機械も所有している状況でありましたので、しっかり頑張ってくださいと声をかけております。

続きまして、議案書の141ページに資料が出ております。

六人目は現在38歳で、糸島市に住んでおられます。今回、利用権の設定がなされたので、面談をしております。

28歳のときに脱サラされ、ヤンマーで10年間農業用機械の販売を行っていたこともあるそうです。そのときに農業に興味を持たれたそうです。

近所の農家さんの手伝いを行い、出荷、苗植え、畝立てを一通り経験され、今は実家でキクラゲのハウス栽培をされているそうです。

利用権設定を行う農地については、主にサツマイモを作付し、観光農園的な営農を計画されています。また、キクラゲは売上げがよく、こちらも続けていきたいとのことでした。

第2調査部会としては、労働力の計画を聞きますと臨時的な雇用計画も考えておられるようで、計画的な営農ができる方と判断しております。

続きまして、議案書の144ページを御覧ください。

七人目は現在74歳で、福岡市に住んでおられます。今回、利用権の設定がなされたので、面談を行いました。

ボーイスカウトの団長を務めるなどボランティア活動を行っていたそうです。今回、九州大学が、蚕がコロナワクチンに役立つということで、蚕の餌になる桑の木を送ってくれないかと九大のほうから相談されたとのこと、広大な土地が必要であるため、探しておったそうです。

営農としては、桑と既に植樹されていた梅を計画されています。将来的には敷地を造成し、完全無農薬野菜も作りたいとおっしゃっていました。農業従事者というよりは、地元の協力者に声をかけ、営農経験のある方から指導を受けながらやっていきたいとのことでした。

第2調査部会として、現地を見てまいりましたが、かなり山林化しており、大きな木もありました。耕作放棄地の再生にも取り組まれるということを知りましたので、期待しております。

続きまして、議案書の147ページを御覧ください。

八人目は現在44歳で、糸島市に住んでおられます。今回、利用権の設定がなされたので、面談を行いました。

体験農業や農業ボランティアをやられて興味を持ち、1年間の研修期間

を経て、農業経営を思い立たれたそうです。

営農計画としては、枝豆、ミズナ、ナス、トウモロコシ、スティッキオ、イタリアの野菜だそうです、などの野菜の作付を考えられております。

第2調査部会としては、現地を見ましたが、休憩所のような施設が建っておりますので、都市計画課に確認するよう伝えております。営農の面では、認定就農者に向けた経営改善計画を申請されており、また既に農業機械を購入されるなど、農業に対する熱い意欲を感じました。

最後、議案書の150ページを御覧ください。

九人目は現在33歳で、糸島市に住んでおられます。今回、利用権の設定申出がなされたので、面談を行いました。

J A糸島が行う新規就農者研修（アスパラ）の栽培研修を経て、本格的に就農を希望されています。

営農計画としては、ハウスによるアスパラ栽培をメインに野菜も作られる計画だそうです。就農に伴い、次世代人材投資資金の申込手続きも進めているとのことでした。

第2調査部会としては、現地調査を行い、既存のハウスの確認、今後のハウスの増築計画も聞き取りました。J Aのアスパラ部会にも加入され、サポートも受けられることから、営農にも問題がないと判断しております。

今回は、9名の方の面談を行いました。いずれの方もしっかりとした計画をされており、農業に対する情熱も感じ、心強く思った次第です。

以上で報告を終わります。

議 長

ただいま新規就農者の面談結果を報告していただきました。
何かこれにつきまして質問等がありましたら。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら、採決に移ります。
原案の利用集積計画に同意する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の123ページをお願いいたします。

議案第245号「糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」御審議をお願いいたします。

こちらにつきましては、別冊の資料がついております。

それでは、農業振興課のほう、説明をお願いいたします。

議長

それでは、振興課のほうより説明をお願いいたします。

農業振興課

議案第245号、別冊に沿って説明をさせていただきます。

今回、お二人、新規でございまして、まずお一人目でございますが、平成25年に認定就農者として就農されています。トルコキキョウをメインに、カラー、ケイトウなど栽培しております。新規の認定の申請でございます。

現在、20アールの生産規模から33アールに増やしまして、また目標年間労働時間を現状2,380時間から2,000時間に減らす計画というところでございます。

ビニールハウスの規模拡大により、花卉を増産していく計画となっておりますので、経営改善に向けた内容となっております。認定相当と判断をさせていただいているところでございます。

2番目です。お父様から代替わりをしまして、酪農の経営を行っております。新規の認定申請でございます。

現在、32頭の乳牛を飼養しております。目標は35頭の飼養ということの計画でございます。

今後は、堆肥舎の改修、機械の導入をされまして、乳牛の飼養管理を徹底し、乳量増加、乳質改善、繁殖向上を目指していく計画となっております。経営改善に向けた内容となっておりまして、認定相当と判断をさせていただいているところでございます。

以上、認定の説明でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

ただいま経営改善計画の説明がありました。

何か質問、意見がありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、採決に移ります。

原案の改善計画に同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

これで全ての議事を終了しましたので、その他のほうに参ります。

事務局

それでは、今回ちょっと議案書の枚数が増えていましたので、ヒアリング資料から別冊としております。

こちらのほう、ヒアリングが終わりまして、153ページ、154ページになりますけれども、こちらにつきましては農業経営改善計画の5月の認定分というところで資料を掲載しております。こちら御一読いただければと思っております。

続きまして、農政対策委員会の報告ということで、今回資料はつけておりませんが、報告のほうをよろしくお願いいたします。

議 長

それでは、農政対策委員会の報告をお願いします。

副会長

農政対策の報告になります。

5月24日に農政対策委員会を開いております。手元には資料はありませんので。

まず、認定農業者との意見交換会につきましては、今年11月の実施と伺っております。

次に、視察につきましては、コロナの状況がどういふふうになるかわかりませんので、引き続き検討したいと思っております。以上です。

事務局

ありがとうございました。

次、1ページ目の(4)の今後の予定でございます。

【資料に基づき説明】

以上でございます。

議 長

ほかに何か。

事務局

今後の予定の次に、お手元にこういう資料、糸島市農力を育む基本計画(案)に係るといふ形で資料を準備しております。この部分をまた担当のほうからちょっと御説明させていただく内容がその他のほうで入ってきますので、よろしく申し上げます。

議 長

お願いいたします。

事務局

それでは、閉会のほうに移りたいと思います。閉会の挨拶を平野副会長よりお願いいたします。

副会長

今日は、時間的にはいつもより早く終わりました。ありがとうございました。

これをもちまして、第28回糸島市農業委員会総会を閉会いたします。御苦勞さまでした。

令和3年6月10日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

4 番 中 原 誠 也

15番 奥 功